

太平洋クロマグロを採捕する 漁業者の皆様へ

令和8年4月から、水産資源の持続的な利用を確保するため、太平洋クロマグロが水産流通適正化法※の対象となります。

太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)で、かつ、解体前のもの(生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き(GG)、ドレス)を取り扱う漁業者の皆様におかれては、以下の対応が必要となります。

※ 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律により改正された特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

① 採捕した本数等のTAC報告

太平洋クロマグロ(30kg以上)を採捕した漁業者は、名称、本数、漁船名等、漁獲量(総量)、報告者の氏名等、管理区分、陸揚げ日、その他参考事項について、陸揚げから原則3日以内に報告する必要があります。

② TAC報告時の情報の記録の保存

TAC報告時における、名称、漁船名等、個体ごとの重量、陸揚げ日について、3年間保存する必要があります。

③ 取引時における、漁船名等の情報伝達

名称、漁船名等、個体ごとの重量、陸揚げ日(タグ等により伝達する場合には当該タグ等)について、販売先等へ伝達する必要があります。

④ 取引記録の作成・保存

取引記録が記載された伝票類(請求書、納品書等)について、3年間保存する必要があります。

① 採捕した本数等のTAC報告

太平洋クロマグロ（30kg以上）を採捕した漁業者は、陸揚げから原則3日以内に、以下の事項についてTAC報告する必要があります。

- ☐ 報告者の氏名及び住所※1
(法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地※1)
- ☐ 名称 ☐ 採捕した本数
- ☐ 漁獲量（総量） ☐ 陸揚げ日
- ☐ 採捕した漁船名等 ☐ 管理区分
- ☐ 年次漁獲割当量（IQ管理の場合のみ） ☐ その他参考となるべき事項

② TAC報告時の情報の記録の保存

太平洋クロマグロ（30kg以上）を採捕した漁業者は、TAC報告時の以下の情報について、3年間保存する必要があります。

- ☐ 名称 ☐ 採捕した漁船名等
- ☐ 個体ごとの重量 ☐ 陸揚げ日

③ 取引時における、漁船名等の情報伝達

太平洋クロマグロ（30kg以上）を採捕した漁業者は、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を取引する場合、以下の情報について販売先等に伝達※2する必要があります。

ア. 伝票類により伝達する場合

- ☐ 名称 ☐ 採捕した漁船名等
- ☐ 個体ごとの重量 ☐ 陸揚げ日

イ. タグ等により伝達する場合

- ☐ タグ等の番号やQRコード等

<伝票で伝達する場合の記載例>

②漁船名等		④陸揚げ日	
●年●月●日			
荷主名		〇〇県〇〇市 〇〇漁協（〇〇市場）	
船名			
No.	品名	重量	単価
1	本マグロ	▲ kg	
2			
①名称		③産地重量	
買受人			
備考			

④ 取引記録の作成・保存

太平洋クロマグロ（30kg以上）を採捕した漁業者は、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を取引する場合、以下の情報について3年間記録を保存※2する必要があります。

ア. 伝票類により伝達する場合

- ☐ 名称 ☐ 採捕した漁船名等 ☐ 個体ごとの重量
- ☐ 陸揚げ日 ☐ 販売日等 ☐ 販売先等

イ. タグ等により伝達する場合

- ☐ 名称 ☐ 採捕した漁船名等 ☐ 個体ごとの重量
- ☐ 陸揚げ日 ☐ 販売日等 ☐ 販売先等
- ☐ タグ等の番号やQRコード等

※1 TAC報告システム上の固有番号でも可

※2 ブロック、フィレやサク等に解体して販売等する場合は、情報の伝達やその記録の作成・保存については不要

問合せ先

水産庁加工流通課水産流通適正化推進室

☎03-3502-8111（内線：6847）

詳しくは水産庁Webサイトへ

水産庁 水産流通適正化法

